

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可〔F C A（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕について（答申）

令和6年7月24日付け原規規発第2407242号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書〔F C A（高速炉臨界実験装置）施設の変更〕に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済みの天然ウラン燃料及び劣化ウラン燃料は、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に引取りを依頼して引き渡すこと。引渡しまでの間は、本施設の核燃料物質貯蔵施設において貯蔵すること
- ・使用済みの ^{235}U 濃縮度93%ウラン燃料、 ^{235}U 濃縮度20%ウラン燃料及びプルトニウム燃料は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国である米国のエネルギー省に引き渡すこと

の妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること等を総合的に判断した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。